

人企－460

平成30年3月30日

人事院事務総長

「人事院規則8—12(職員の任免)の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企—532）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年3月30日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第26条関係	第26条関係
1 (略)	1 (同左)
2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係	2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係

第4項若しくは第6項又は前項に定める官職への転任（次に掲げる職員の転任を除く。）とする。

二 第25条関係第4項若しくは第6項又は前項に定める官職へ転任させようとする職員であって、それぞれの官職に就いていたことがあるもの

二 特定幹部職に該当する官職に現に就いている職員であって、転任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語及び直近の連續した2回の人事評価政令第4条第1項に規定する業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であるもの

第4項若しくは第6項又は前項に定める官職への転任（これら
の官職に就いていたことがある
職員の転任を除く。）とする。

（新設）

（新設）

以上